

第50号議案

東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

令和4年9月1日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する
条例

東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成５年条例第２４号）の
一部を次のように改正する。

別表第１中

「

委託により排出する家庭廃棄物又は事業系一般廃棄物	委託を受けた者が、市長の指定する処理施設において処分するため、運搬して排出する場合	１キログラムにつき 25円
--------------------------	---	------------------

」

を

「

委託により排出する家庭廃棄物	委託を受けた者が、市長の指定する処理施設において処分するため、運搬して排出する場合	１キログラムにつき 25円
委託により排出する事業系一般廃棄物		１キログラムにつき 40円

」

に改める。

附 則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。